

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

1 使用目的

この通知書は、令和3年改正前電子帳簿保存法（以下、「旧電帳法」といいます。）の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

（注）一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。
そ の 全 部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。
第 6 条 第 3 項 第 号	却下の理由に応じて、旧電帳法第6条第3項の該当号を記載する。
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 旧電帳法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② “ ” 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・3月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。